

株 主 各 位

大阪府大東市寺川三丁目12番1号

株式会社フレンドリー

代表取締役社長 國 吉 康 信

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からご来場をお控えいただき、書面により議決権行使していただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月23日(木曜日)午後5時45分**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
定員を**先着20名**とさせていただきます。
- 場 所 大阪府大東市寺川三丁目12番1号 当社1階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 目的事項
報告事項 第68期〔自2021年4月1日 至2022年3月31日〕事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.friendly-co.com>) に掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「1. 会社の現況に関する事項」(1) 事業の経過及びその成果、(3) 対処すべき課題、(4) 財産及び損益の状況の推移、(6) 主要な事業内容、(7) 主要な営業所及び店舗、(8) 使用人の状況、(9) 主要な借入先、「2. 会社の株式に関する事項」、「3. 会社役員に関する事項」(2) 責任限定契約の内容の概要、(8) 社外役員に関する事項、「4. 会計監査人の状況」、「5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類、監査報告につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://www.friendly-co.com/ir/>) に掲載させていただきます。

<株主総会における新型コロナウイルス感染防止のための運営について>

1. 株主総会当日の入場制限

定員を先着20名とさせていただきます。(受付開始予定：午前9時)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席間隔を広げることから、例年に比べ、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。

※当日は、先着順にてご入場いただきますので、ご来場いただきましても株主総会会場にご入場いただけない可能性がございます。

2. お土産の廃止

株主総会へのご来場、ご出席にかかわらず、株主様へのお土産につきましては、昨年より廃止させていただいております。

3. 株主総会へのご出席を検討されている株主様へのご理解とご協力のお願い

- (1) 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を推奨いたします。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさぬようお願い申し上げます。
- (2) ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願い申し上げます。
- (3) お子さまを同伴してのご出席は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- (4) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温の実施へのご協力をお願い申し上げます。
- (5) 株主総会当日は、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる株主様につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

本株主総会においては、近況報告会はございません。

添付書類

事業報告

〔自 2021年4月1日〕
〔至 2022年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(2) 設備投資及び資金調達の様況

当期の設備投資総額は、18,783千円であり、その内訳は次のとおりであります。

店舗設備	14,554千円
その他	4,229千円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジョイフルであり、同社は当社の株式を1,496千株（議決権比率52.46%）保有いたしております。

親会社との取引については、一般的取引条件同様に、市場価格等を十分に勘案し、親会社と協議のうえ、合理的な価格としております。親会社からの資金の借入れについては、親会社と協議のうえ、合理的な金利としており、市場金利動向等を勘案して決定しております。

当社の取締役会は、このような取引条件を把握し当社の利益を害するものでないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國吉康信	株式会社ジョイフル 専務取締役営業本部長 台灣珍有福餐飲股份有限公司 監察人
取締役管理本部長	小椋知己	株式会社ジョイフル 経理部長
取締役営業本部長	田之頭悟	
取締役 (常勤監査等委員)	若林弘之	
取締役 (社外監査等委員)	渋谷元宏	しぶや総合法律事務所 代表
取締役 (社外監査等委員)	後藤研晶	

- (注) 1. 取締役渋谷元宏氏及び取締役後藤研晶氏は、社外取締役であります。
2. 取締役渋谷元宏氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、取締役若林弘之氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4. 取締役兼務者以外の執行役員

地位	氏名	担当
執行役員	八木徹	商品・営業企画本部長

(3) 補償契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）である國吉康信氏、小椋知己氏、田之頭悟氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員等賠償責任保険（D & O保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員報酬等

イ. 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

- (1) 当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。
- (2) 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
- (3) 監査等委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

ロ. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、金銭報酬は、固定報酬である基本報酬のみであり、非金銭報酬及び業績連動報酬は該当ありません。

ハ. 役員報酬の決定手続き

- (1) 役員報酬の基本方針に沿って公正且つ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。
- (2) 各役員個人ごとの報酬の具体的決定については、監査等委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬については取締役会で、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

ニ. 役員報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬
2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額2億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）であり、当該報酬限度額の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員及び職務内容を勘案して決定しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
- (2) 監査等委員である取締役の基本報酬
2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額5千万円以内であり、各監査等委員である取締役の報酬は当該報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ホ. 個人別の役員報酬等の額の決定権限を有する者

取締役会は、監査等委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、役員報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。取締役会の議長は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下の通りです。

代表取締役社長 國吉 康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任に関して監査等委員会の審議及び取締役会の決議を得た上で、人事及び総務部門の責任者が個人別報酬の原案を作成し、管理本部を所掌する取締役の承認を得ることとしております。

へ. 役員に対し報酬等を与える時期

個人ごとの役員に対する基本報酬は、月例の固定報酬としております。

ト. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定について、監査等委員会の審議結果を取締役会での報告を踏まえて、取締役会の議長（代表取締役社長）が個人別の報酬等の内容を決定することを委任する旨決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の数（名）
		固定報酬	株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
監査等委員である取締役 （うち社外監査等委員）	8,460 (4,500)	8,460 (4,500)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	2,448 (1,200)	2,448 (1,200)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人給与を1名に6,600千円支給しております。

2. 期末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち無支給2名）、監査等委員である取締役は3名であります。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役社長）は、親会社と協議し、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役社長 國吉 康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の員数

当社定款第19条に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定めております。

(注) 本事業報告の記載金額・株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本附則第2条は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交布する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除並びに変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定に関わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、任期満了となります。つきましては、より一層の経営基盤の強化・充実にを図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行った結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び実績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しているとの見解をいただきました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	【再任】 くによし やすのぶ 國 吉 康 信 (1974年7月20日生)	1999年1月 株式会社ジョイフル入社 2007年3月 同社取締役商品本部生産物流部長 2008年3月 同社取締役営業企画本部長 2009年3月 同社取締役営業本部長 2010年3月 同社取締役商品本部長 2011年9月 同社取締役経営戦略室長 2013年10月 同社取締役営業本部長 2018年1月 同社取締役市場開発本部長 2018年4月 同社専務取締役市場開発本部長 2020年6月 台湾珍有福餐飲股份有限公司監察人 (現任) 2020年10月 株式会社ジョイフル専務取締役営業本部長 (現任) 2021年1月 当社代表取締役社長 (現任)	一 株
		(取締役候補者とした理由) 2021年1月から当社の代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。 経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般を管掌し適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p>【再任】</p> <p>おぐら ともき 小 椋 知 己 (1975年1月12日生)</p>	<p>2001年6月 株式会社ジョイフル入社 2010年4月 同社マーケティング部マーケティング 室課長 2012年10月 同社経営戦略室課長 2014年4月 同社管理本部経理部長代理 2015年1月 同社経理部長 2018年6月 当社取締役管理本部長 2019年6月 当社取締役退任 2019年10月 株式会社ジョイフル経理部長（現任） 2021年1月 当社取締役管理本部長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2018年6月から2019年6月まで及び2021年1月から当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、管理本部長として、人事・総務・経理部門を管掌し適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。</p>	一株
3	<p>【再任】</p> <p>たのがしら さとる 田 之 頭 悟 (1970年5月9日生)</p>	<p>1993年2月 当社入社 2018年10月 当社業務推進部営業管理課長 2019年10月 当社なじみ野・土筆んぼう事業部統括 2020年1月 当社商品本部商品部長 2020年7月 当社取締役商品本部商品部長 2021年1月 当社取締役営業本部長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社入社以来、営業推進、なじみ野・土筆んぼう事業部、商品部、営業本部の業務経験を有し、2020年より取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	【新任】 やぎとおる 八木 徹 (1963年1月20日生)	<p>2006年2月 キュービーネット株式会社入社 同社CS本部執行役員</p> <p>2008年12月 株式会社ドトールコーヒー入社</p> <p>2009年4月 同社直営統括本部長</p> <p>2015年4月 株式会社シュゼット入社 同社外販営業部海外事業開発部部长</p> <p>2018年12月 株式会社ジョイフル入社 同社経理部部长代理</p> <p>2019年6月 当社取締役執行役員営業本部長</p> <p>2021年1月 当社取締役退任</p> <p>2021年1月 当社商品・営業企画本部長 (現任)</p>	一株
		(取締役候補者とした理由) 2019年6月から2021年1月まで当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。	

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を取締役会の決議を経て締結しております。國吉康信氏、小椋知己氏、田之頭悟氏の再任が承認され就任した場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、八木徹氏の選任が承認され就任した場合、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で取締役全員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。また、D&O保険の保険料は当社が全額負担しております。なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

独立社外取締役の増員によるガバナンスの強化及び取締役会の多様性を高めるため、監査等委員である社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である社外取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
【新任】【社外】 【独立】 さかもと よしこ 坂本 佳子 (1982年5月31日)	2011年9月 司法試験合格 2012年12月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2012年12月 重次法律事務所入所 2014年12月 重次法律事務所退所 2015年1月 新谷・須田共同法律事務所入所（現任）	一株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 坂本佳子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 坂本佳子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、坂本佳子氏の選任が承認され就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、坂本佳子氏の選任が承認され就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で取締役全員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。坂本佳子氏が選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者に含まれることとなります。また、D&O保険の保険料は、当社が全額負担しております。なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、契約を更新する予定であります。

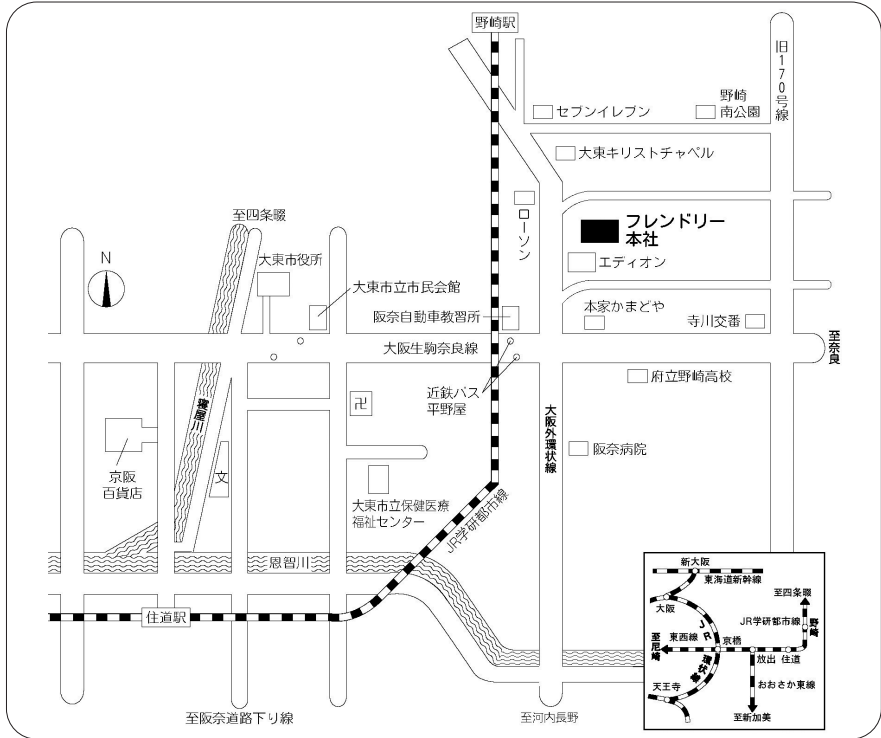
以上

香の川製麺 店舗一覧 (2022年3月31日現在)

店舗名	住所	電話番号	営業時間
茨木店	大阪府茨木市上穂東町2-10	072-627-3704	10:00~22:00
羽曳野店	大阪府羽曳野市野々上3丁目7番地1	072-953-6118	10:00~22:00
貝塚店	大阪府貝塚市石才230-1-1	072-432-1303	10:00~22:00
堺宿院店	大阪府堺市堺区中之町東1丁1-30	072-232-1935	10:00~22:00
堺福田店	大阪府堺市中区福田1089-4	072-239-1400	10:00~22:00
美原店	大阪府堺市美原区平尾299-3	072-362-3202	10:00~22:00
守口大日店	大阪府守口市大日東町35-8	06-6905-1985	10:00~22:00
寝屋川昭栄町店	大阪府寝屋川市昭栄町11番40号	072-822-8117	10:00~22:00
泉大津店	大阪府泉大津市千原町1丁目57-1	0725-22-2173	10:00~22:00
狭山くみの木店	大阪府大阪狭山市築葉木4-326-1	072-367-3474	10:00~22:00
住之江店	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目3-14	06-6681-7466	10:00~22:00
古市店	大阪府大阪市城東区古市3-22-23	06-6933-0215	10:00~22:00
長吉店	大阪府大阪市平野区长吉出戸7-2-67	06-6790-1598	10:00~22:00
鴻池店	大阪府東大阪市鴻池町2丁目7番16号	06-4309-2778	10:00~22:00
瓢箪山店	大阪府東大阪市若草町1-1	072-987-6584	10:00~22:00
八尾楠根店	大阪府八尾市楠根4-31-4	072-999-1140	10:00~22:00
枚方招提店	大阪府枚方市西招提町2174-1	072-866-5211	10:00~22:00
枚方津田店	大阪府枚方市津田北町1丁目32-22	072-858-5106	10:00~22:00
西大路七条店	京都府京都市下京区七条御所の内北町92番地	075-321-6326	10:00~22:00
山科店	京都府京都市山科区上花山坂尻町1番地	075-581-1892	10:00~22:00
向日店	京都府向日市鶏冠井町清水11番地	075-933-7176	10:00~22:00
奈良五位堂店	奈良県香芝市瓦口30-1	0745-78-8910	10:00~22:00
法隆寺店	奈良県北葛城郡河合町大字川合938-1	0745-56-5200	10:00~22:00
和歌山次郎丸店	和歌山県和歌山市次郎丸229-1	073-454-8071	10:00~22:00
築地橋店	和歌山県和歌山市舟津町1丁目10番地	073-428-0685	10:00~22:00
和歌山川辺店	和歌山市里10-1	073-462-2250	10:00~22:00
伊川谷店	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1356-1	078-974-4941	10:00~22:00

株主総会会場ご案内図

大阪府大東市寺川三丁目12番1号
株式会社フレンドリー本社 1階 会議室



- [交通] JR学研都市線野崎駅から 徒歩 15分
近鉄バス平野屋下車 徒歩 5分
お願い 当日は駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。
- [問合せ先] 株式会社フレンドリー
大阪府大東市寺川三丁目12番1号
電話 072 (874) 2747 (代)